企業向け

宮城県ものづくり企業

若手人材の
確保を応援!!

奨学金返還支援制度

導入企業募集

従業員
ひとりあたり
最大135万円
【年間22万5千円×最長6年】

を支援します!

宮城県内で就職する大学生等を
応援しませんか?

宮城県

お問合せ
宮城県経済商工観光部産業人材対策課
〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2764／E-mail sanzinp@pref.miyagi.lg.jp

宮城県のホームページにて
詳細をご確認いただけます。
https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/syougakukin.html

奨学金返還支援制度導入のメリット

「若手人材」にアプローチ

奨学金返還支援制度は学生へのアピール力が高く、売り手市場における採用競争の中で他社と差別化でき、若手人材の採用において有利になる可能性が高くなります。

経費の一部としての「課税優遇」

企業が奨学金を代理返還し、その返還額が経費として認められる場合、企業はその返還額を損金に算入し、法人税の課税対象所得を軽減できる可能性があるため、税制上の優遇を享受できます。

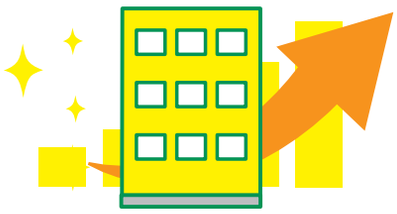

企業の「イメージアップ」

奨学金返還支援制度の導入は、企業のCSR（社会的責任）活動の一環として注目されています。当該制度を活用することで企業価値が高まるとともに、社会的なプロモーションや企業のアピールポイントとしても期待できます。

補助金申請の流れ（事業イメージ）

➡ 初めに行う手続 ｜ ➡ 繰り返し行う手続

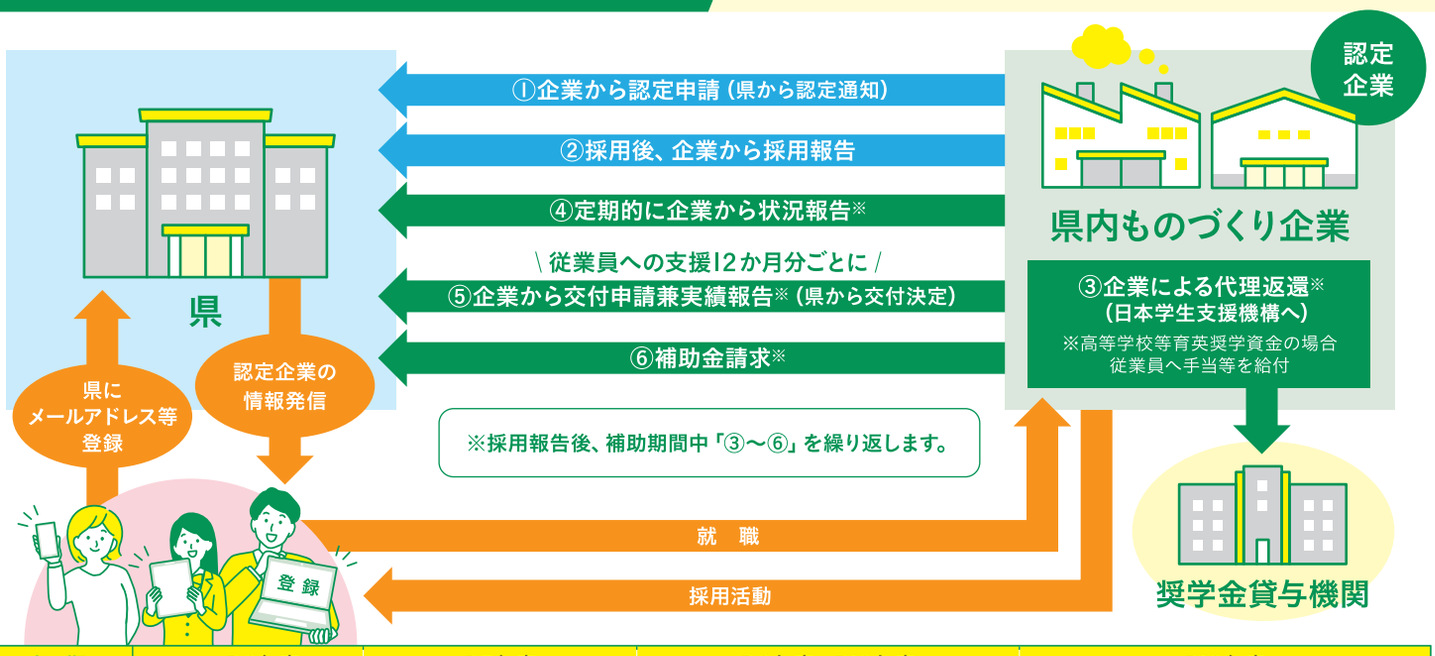

時　期	R6年度	R7年度	R8年度～R12年度	R13年度
企業の手続	① 県に認定申請 → 認定通知	② 採用後の採用報告 → ④ 定期的な状況報告 → ⑤ 交付申請 → 交付決定	③ 従業員への返還支援（6年間） ④ 定期的な状況報告 → ⑤ 交付申請 → 交付決定	

事業内容

従業員への奨学金返還支援を行っているものづくり企業に対して補助します。

補助対象企業	●県内に本社を有するものづくり企業 ●県内に支社、工場、事業所等を有し、県内に勤務地を限定した採用を行っているものづくり企業 ※中小企業基本法に規定する中小企業者又は小規模企業者に限る
支援対象となる従業員	●令和7年度以降に補助対象企業に正社員として採用される者 ※高校卒や中途退学等した場合も対象 ※既卒の場合は卒業から4年以内に就職した者が対象
支援対象となる奨学金	●日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子） ●宮城県高等学校等育英奨学資金
補助要件	奨学金返還支援制度について、企業が就業規則や賃金規程等の内部規程において定めること

補助率　1／2　※企業から従業員への支援金額の1／2を補助

補助上限額

支援対象となる従業員		企業から従業員への支援総額（6年間）	県から企業への補助総額（6年間）※2	県から企業への補助額（1年あたり）
大卒等 ※1	プラン①	270万円	135万円	22万5千円
	プラン②	180万円	90万円	15万円
	プラン③	90万円	45万円	7万5千円
高校卒		54万円	27万円	4万5千円

※1　大卒等については、3つのプラン（補助上限額）から企業が選択可能
※2　従業員の奨学金貸与総額の1／4が上限

補助期間　最長6年間

ものづくり企業　ものづくり企業とは、「ものづくり産業振興に関する県民条例」第2条に規定する「ものづくり産業」に該当する事業を行っている企業です。具体的には、食料品製造業、電子部品等の製造業に加え、ソフトウェア業や、機械修理・機械設計等の工業製品の設計や製造、修理と密接に関連する事業を行っている企業となります。

その他、詳しい要件等は県のホームページ等でご確認ください。